

不審なショートメールにご注意ください

国税庁をかたるショートメッセージやメール等から国税庁のホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

国税庁では、国税の納付を求める旨や、差し押さへの執行を予告する旨のショートメッセージ等は送信していません。

また、e-Tax から送信される「税務署からのお知らせ」に類似したメールが送信されていることが見つかっています。「税務署からのお知らせ」は、メッセージボックスに情報が格納された場合などに送信しています。

不審なショートメッセージ等で案内された URL をクリック（アクセス）しないようご注意ください。

ジョブカン青色申告 やよいの青色申告

をご利用中の方へ更新のお願い



“ジョブカン青色申告”“やよいの青色申告”をご利用時、**更新の案内**が表示される事があります。これが表示された場合は**必ず更新を行ってください**。更新作業を行わないと新たな変更点が反映されません。

また、“やよいの青色申告”で最新バージョン以外をご利用中の方は、税率や決算書・申告書が現在の物と異なるため、申告時に間違える可能性があります。このような理由から、青梅青色申告会では最新版のご利用をお勧めしております。購入される方は事務局までご連絡ください。

口座振替のご案内

内容	振替金額	口座振替日
青色共済	加入者お一人につき 6,000円 (R4年11月~R5年4月分)	10月6日(木)
会費	9,000円 (R4年10月~R5年3月分)	11月7日(月)

※再振替はありませんので前日までに残高の確認をお願い致します

LINE 公式アカウント
青梅青色申告会

- ・会費などの引落とし案内
- ・決算指導会などのご案内
- ・新型コロナの給付金の情報など

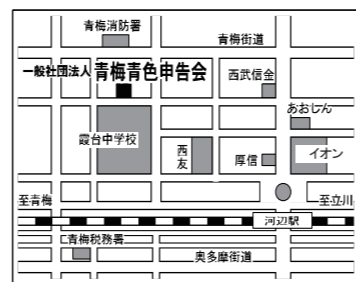


休館日

10月8日(土)、22日(土)
11月12日(土)、26日(土)
および土曜日の午後、日曜日・祝日
臨時休館の場合はHPにてご案内致します。

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町 4-7-25
TEL : 0428-23-0108 FAX : 0428-22-4788
受付時間：平日 9:00 ~ 17:00
土曜 9:00 ~ 12:00
休館：第2、第4土曜、日曜祝日
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



賃貸住宅の空室にお困りの方へ 空室対策相談会 **無料**

「空室」は賃貸住宅をお持ちの方の大きな悩みです。かといってリフォームにお金をかけられない。そうなるもただただ入居してくれるのを祈るのみ・・・

そんなお悩みを住宅のプロにご相談してみませんか？青梅青色申告会と提携しているパナソニックホームズの方と、様々な視点から対策を一緒に考えます。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

開催日：11月15日(火) **Panasonic Homes**
場所：青梅青色申告会
時間：① 10:00 ~ 11:00 ④ 14:00 ~ 15:00
(各回1組) ② 11:00 ~ 12:00 ⑤ 15:00 ~ 16:00
③ 13:00 ~ 14:00

予約：青梅青色申告会 (0428-23-0108) までお願いします

税を考える週間

「税を考える週間」とは、国税局が毎年11月11日～11月17日の1週間を納税者の方に租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた取り組みです。

この取り組みの一環として税務署長による記念講演会や書道展が予定されています。

「税を考える週間」書道展

期間 11月12日(土)～13日(日)
場所 イオンモール日の出内2階 イオンホール

無料相談のお知らせ

税理士

「法人成り」、「相続」、「譲渡」など、会員の皆様の事業や生活において生じた税務問題をご相談いただけます。

【実施日】 10月12日(水)、11月9日(水)、12月14日(水)
【会場】 青梅青色申告会館3階 会議室
【時間】 各回とも 10～12時 / 13～16時 (お1人1件1時間)

弁護士

「売掛金の回収」、「取引先とのトラブル」、「相続」など、法律問題を当会の顧問弁護士にご相談いただけます。

【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます
※毎月5名まで、お一人1時間
【会場】 田中法律事務所(青梅市東青梅5-16-19) など

生命保険

「どれがいいの?」「毎月の金額が高い」などの悩みを“ファイナンシャルプランナー”の資格をもったスタッフがご相談させていただきます。

【実施日】 随時受付
各相談については申告会へご予約ください。

秋の入会勧奨月間

お近くにいらっしゃいましたらご紹介ください

青梅青色申告会は、昭和25年11月に設立された、「西多摩地域唯一の個人事業者の自主組織」です。しかし、最大で4,700名を数えた会員数も、廃業等を理由に、現在では約3,400名となっています。

また、申告会は他からの助成金等を一切受けず皆様からいただいている会費のみで運営をしており、会員さんによって直接支えられ、事業の目的や成果の還元先も会員さんにある、まさに「会員主体」の組織なのです。

そのため、今後のさらなる事業拡充はもちろん、記帳や決算書作成などのサポートをさせていただく職員の育成、電子申告やデジタル機器の普及など記帳・税務をめぐる環境の変化への対応等、皆様へのサポート体制を維持・充実していくためにも、一人でも多くの会員が必要で。

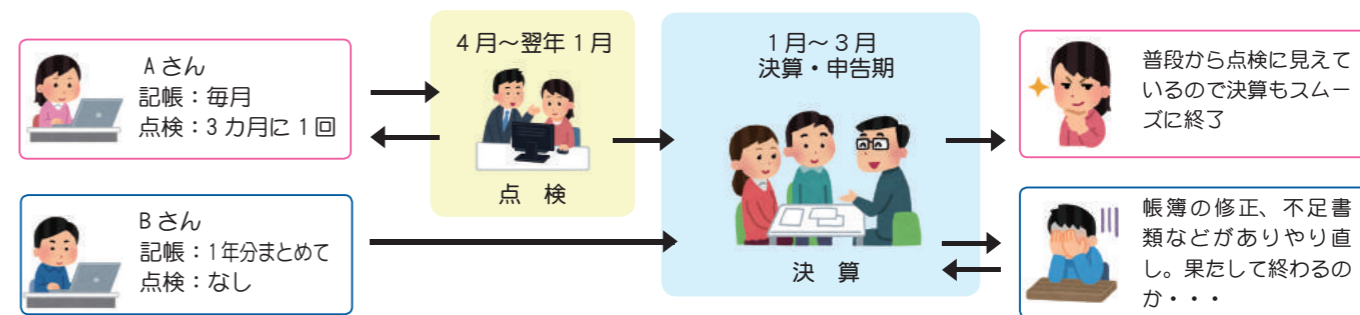
申告会にとって、会員の皆様は大切な存在です。「皆様の申告会」を守り育てていくためにも、ぜひお力をお貸しください。

定期的な点検、早めの準備でスムーズな申告を!

今年もあと3ヵ月! みなさん記帳は進んでいますか?

皆様、記帳の状況はいかがでしょう?青梅青色申告会では11月1日～12月15日を「特別記帳点検月間」として、決算・申告期に向けた記帳内容の点検を重点的におこなってまいります。多くの会員の皆様が来館される**決算・申告期(1/25～3/31)に入りますと、決算等作成サポートに専念させていただくため、原則的に記帳内容の確認はおこなえません。**

より正確でスムーズな決算をおこなうためには、事前の記帳点検が必要です。早めに記帳点検を受けておけば税金への対策ができる場合もあります。慌てず安心して決算申告期を迎えましょう!



みなさんもBさんのようにならないように・・・。来館される際はご予約をお願い致します。

紹介していただいた方に
QUOカードプレゼント!



※ご紹介いただいた方が6ヵ月以上在会いただいた場合

入会希望の方から事務局にお電話いただけましたら
ご説明させていただきます



インボイス制度

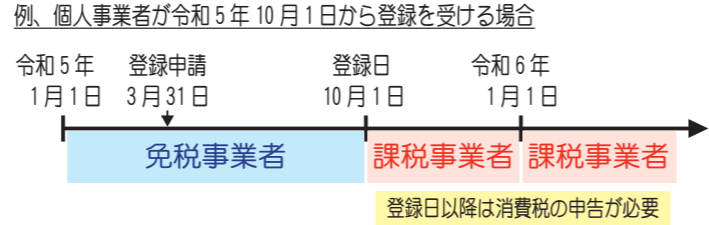
第3回 経過措置とまとめ

令和5年10月より開始されるインボイス制度。消費税に関する新しい制度で個人事業主も関係しており、特に免税事業者の方に大きく影響する可能性があります。第3回目の今回は経過措置と全体のポイントのまとめです。

免税事業者の登録申請に係る経過措置

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合、登録を受けた日から課税事業者となります。この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

個人事業者が右図のように令和5年10月1日から登録を受ける場合、登録日以降の課税期間は消費税の申告が必要です。

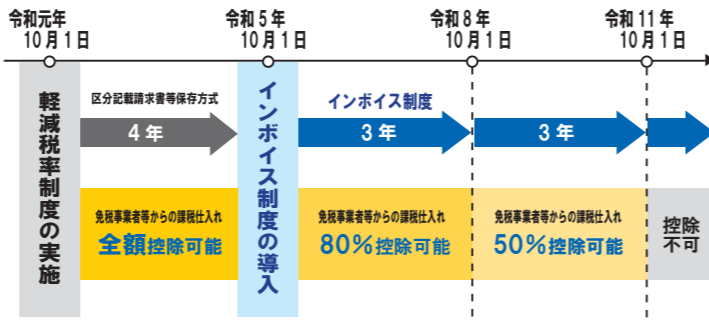


ポイント⑨ 免税事業者が登録申請を行うと登録日から課税事業者になる

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

ただし、制度開始から6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。この場合には、区分記載請求書等保存方式の適用期間において要件とされていた「法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存」が必要となります。また、「80%控除対象」など、適用を受ける旨を記載した帳簿の保存も必要です。



ポイント⑩ インボイス制度開始後6年間は経過措置がある

ポイントまとめ

- ①インボイス制度は令和5年10月1日から始まる消費税に関する制度
- ②インボイスの発行には税務署への登録が必要
- ③インボイスとは登録番号などが記載された請求書等のこと
- ④預かった消費税 - 支払った消費税（仕入税額控除） = 納める消費税
- ⑤インボイスがないと「仕入税額控除」できない
- ⑥インボイス制度開始に間に合わせるには令和5年3月31日までに登録申請を
- ⑦登録を受けると課税事業者になる
- ⑧取引先からインボイスを求められるのが登録の判断基準のひとつ
- ⑨免税事業者が登録申請を行うと登録日から課税事業者になる
- ⑩インボイス制度開始後6年間は経過措置がある

課税事業者の方もインボイスを発行するためには、登録を受ける必要があります。免税事業者の方は登録を受けると消費税の申告義務が生じます。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

売手・買手の両方の視点から、登録を受けた場合・受けない場合を整理して、ご自身の事業にとってどちらが良いのかを検討しましょう。

インボイス制度に関するお問合せ先【国税庁】

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)
詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



青色共済の新型コロナウイルス感染症の入院見舞金について

新型コロナウイルス感染症による入院見舞金請求対象者が変わります。

9月26日(月)より新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直し後は、下記の届出対象者以外の感染者へはMY HER-SYSや紙の療養証明書は発行されなくなる為、青色共済の入院見舞金の対象外となります。ご不明な場合は、事務局までお問合せください。

届出対象者は以下に該当する重症化リスクの高い感染者です

- ① 65歳以上の方
- ② 医師の判断により入院を必要とする方
- ③ 重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与が必要な方
- ④ 妊婦の方

9月26日(月)以前に療養開始した方

9月26日(月)以前に療養開始した方で、MY HER-SYSや紙の療養証明書が発行された方については、入院見舞金請求期限内であればこれまでと同様に給付が可能となります。

わたしも青色申告会員です

ホテイヤ傘店 (旧布袋屋)

今回ご紹介するのは、旧青梅街道沿い青梅宿エリアにある老舗『ホテイヤ傘店』の荒井亮太郎さんです。創業はなんと天保年間、約170年の歴史ある傘屋さんです。

当時、青梅傘といわれる番傘の製造販売をしており、和紙で作られた丈夫な和傘に名入れサービスを行い、とても人気があったそうです。現在は、アンブレラマスターの資格を持つ荒井さん自らが厳選したお子様用傘から長傘、折り畳み傘、日傘、そして珍しいほぐし織という高級傘など多種多様な傘とバッグなどの販売を行っています。荒井さんは傘を販売するだけでなく、用途に合わせた傘の選び方、傘の開き方から閉じ方を指南し、壊れた時は修理までしてくれる安心のフルサポート。また購入した傘には、名前を彫るサービスは今も健在。

高校卒業後にお店を引継ぎ、早60年以上。色々な苦勞を乗り越え、ご夫婦二人で老舗の看板を守ってこられました。「量販店で傘を購入する方が増えましたが、傘は大事に使えば長く持ち続けられるもの。実際に手に取り自分に合った傘を選ぶ事の大切さを一人でも多くの方に伝えていきたい」と熱く語ってあられたのが印象的です。



江戸時代から代々引き継がれてきた名入れサービス



多種多様な柄のほぐし織の傘



荒井さんから一言

「他店で購入された傘でも修理のご相談をお受け致します。お近くにお越しの際は、お気軽にお立ち寄りください。」



ホテイヤ傘店

営業時間 9:30～18:30
定休日 月曜日
電話 0428-22-3214
住所 青梅市本町142 ※青梅駅から徒歩3分

R4年分の確定申告に向けて

医療費控除 領収書は捨てないで！

医療費控除は、ご自身や一緒に住んでいる家族のために支払った医療費が、1年間で一定金額を超えるときに所得控除を受けることができる制度です。

確定申告の際は、“医療費控除の明細書”を作成し、申告書に添付します。領収書の添付は必要ありませんが、5年間保管が必要です。「家族の分もいいの?」「領収書捨てちゃった」という方が多くいらっしゃいます。領収書は捨てないよう必ず保管してください。

控除証明書の保管をお願いします

10月頃から国民年金やご加入の生命保険などの控除証明書が随時郵送されて来ます。決算時に必ず必要になりますので大切に保管してください。控除証明書等は紛失すると再発行となりますのでご注意ください。

- ・国民年金保険料・生命保険・地震保険料
- ・小規模企業共済 など

国がつくった、安心でお得な制度

小規模企業共済制度

節税と退職金積立が同時にできる

小規模企業共済制度は、個人事業主の方が仕事を廃業された時に受け取れる“退職金”制度です。厚生年金や退職金がない個人事業主の方にはもってこいの制度です！ご興味がある方はご相談ください。

- ポイント① **無理のない掛金**
月1,000円～70,000円の間で選べます。掛金の上げ下げも可能です。
- ポイント② **掛金は全額所得控除**
所得控除は節税効果大！所得税、住民税が下がる可能性があります。
- ポイント③ **退職金が貯められる**
自分ではなかなか貯められない退職金を積立、廃業時に受け取れます。

小規模企業共済にご加入されている方へ

掛金の変更など、小規模企業共済の契約内容の変更を希望される方はお早めにご相談ください。手続きの内容によっては期限が決まっていますので、手続きが間に合わなくなる可能性があります。特に昨年前納をされた方で今年も前納を希望される方は手続きが必要になりますのでご注意ください。

- ・掛金の増額減額変更
- ・年払いを月払いに変更
- ・前納 など

実際に、どれだけお得なの？

〔例〕課税される所得金額：400万円
月々掛金：3万円
加入期間：15年
その後廃業された場合

節税効果 毎年109,500円の節税
109,500円 × 15年 = **1,642,500円**

共済金（廃業時もらえる金額）

共済金 **6,033,000円**
掛金合計額 5,400,000円 (3万円 × 12ヶ月 × 15年)
節税額 1,642,500円
+ 利息部分 633,000円

2,275,500円 お得!